

令和4年度第二回佐倉市文化財審議会会議報告（要録）

日時：令和5年3月5日（日曜日）13時00分～16時00分

場所：佐倉市役所 1号館3階会議室

○出席者

委員長 濱島正士
副委員長 遠山成一
委員 小林裕美
委員 高橋龍三郎
委員 高見澤美紀
委員 外山信司
委員 原正利

○欠席者

2名（原田一敏、
是澤博昭）

○事務局

佐倉市教育委員会
教育部文化課

○傍聴者

なし

1 開会、課長あいさつ

2 議事

○事務局

それでは、議事に入りたいと思います。

ここからの議事進行につきましては、委員長をお願いいたします。

○委員長

～委員長挨拶～

それでは議事に入りまして、（1）報告事項でございます。

これのご説明をお願いいたします。

～事務局説明～（資料1参照）

宝金剛寺七条袈裟・横被の県指定及び岩富城主北条氏勝寄進資料の名称変更

○委員長

ありがとうございました。報告事項3点ございますが、1件ごとにご質問等お受けしたいと思います。この件に関しまして、何かございますか。

○A委員

県の文化財に昇格したこと、大変良いことだとうれしく思いますが、袈裟2点が昇格して、お椀が昇格しなかった理由について県から明確な説明はあったのでしょうか。

○事務局

市指定から県指定に袈裟2領のみ昇格しましたが、やはり工芸品として見たときに寄進された年が墨書や銘文によって明らかであり、寄進人物や仕立てたお寺の名前など付属する情報がはっきりとしているということが重要となっています。また、専門的にも明の時代の中国製の生地が使用されていることと、中世の縫製(繕い方)によって作られているという特徴が明らかであるということ、工芸品としての特徴と付属する情報が明らかであるということが県指定に値すると判断されます。

お椀については、残念ながら付帯情報が北条氏の紋である三鱗紋があるというぐらいで、文字情報が残っていないというところで差がついたのではないかと思います。

○委員長

他の皆さまいかがでしょうか。

これは、市の指定解除というのは条例で、いわば自動的に県指定になったから解除されるということで、改めてこの審議会でも審査する必要はないというわけですね。

○事務局

そのとおりです。

○委員長

そうしますと、残されたお椀についての名称変更、員数変更をすれば自動的にすべてが終わるということですね。市の場合は当然ながら北条氏勝の寄進というところはかなり重点を置いたかと思いますが、県の場合はそうではなくて、むしろ種別ごとの美術工芸品としての価値に重きを置いたということで、お椀が残されてしまったのでしょうかね。

それではこちらよろしいでしょうか。1点目については皆さまご承諾をいただいたということで先へ進めさせていただきます。

それでは、次に報告事項の2点目について、事務局から説明をお願いします。

～事務局説明～（資料2参照）

旧堀田正倫庭園の松枯れ及び佐倉城の夫婦モッコクについて

○委員長

ただいまの報告に関しまして、皆さまご質問ご意見ございますか。

○B委員

茶色くなった木は切ったとのことですが、松枯れの場合、枯れた木を切ることが圧倒的に大事で、そうでないと虫が繁殖してしまいます。残った松について、松枯れ防止の散布剤をかけるなどした方が良いかと思いますが、そういうことについて、樹木医さんと何かお話はされていますか。

○事務局

松につきましては、これから全部の松について調査し、被害があるかどうかを確認するとのこと。その後の対処といたしまして、薬剤などを検討すると思います。

○B委員

放っておくとどんどん松枯れが広がっていただけだと思います。残っている緑の松については、対策をしないと枯れる木がどんどん増えていってしまうのではないかと思います。あとは枯れた木をなるべく現場から撤去することが必要です。

それから、佐倉城の夫婦モッコクについてですが、たまたま一昨日城址公園を訪れた際に確認しましたが、枯れているほうは10月時点では緑が見えるとのことでしたが、もう全部茶色になっていたかと思います。枯れている幹の一番下の部分もヒビが入って樹皮が剥がれ落ちつつあるような状況になっているので、経過観察といますが、これはもう切らなくてはならないと思います。もう一本残っているほうも、雨のせいかもしれませんが一部腐朽が入り始めているような感じもしたので、腐りが入らないよう対策をしたほうがよいと思います。

ナラ枯れについてはどのような相談をしましたか。

○事務局

城址公園のナラ枯れが目立つということで、市内でも問題になっております。ナラ枯れというのはシイノキなどに虫が入り込んで穴を開けてしまう病気です。

○B委員

あれはブナ科の木のコナラであるとか、一部のカシにつくのですが、カシノナラキクイムシというキクイムシが木の中に入り込んで、木の幹に菌類を植えてそれを餌として食べるので、菌が増えてしまい、それが導管を塞いでしまうことがあります。松枯れのように一度に全て枯れるということはありませんが、大木を中心に転々といろいろなところにおきます。例えば私が勤めていた、県の中央博物館の生態園の大きくなったミズナラなどが枯れてしまいました。本当は早めにまず切って場外搬出してしまおうか、現場に置いて虫が出ないように、きちんと上を覆うような処置をしておくことが大事です。

全部が枯れてしまうことはないと思いますが、景観上重要な特に大きな木は切らなければリスクが高いです。なにか対策するような話は出ていますか。

○事務局

公園緑地課はナラ枯れが進んでいるということで何か対処法はないかというご相談がありました。ラップを巻いて穴から虫が出ないようにするという対処法があるので、それを試してみてもどうかと助言は県からいただきました。

○B委員

やはり景観上切らなくてはいけないと思いますので、専門の人に聞いてみてください。

○事務局

専門家と話しながら対処法について公園緑地課に助言していこうと思います。

○委員長

他の皆さまいかがでしょうか。

○A委員

堀田邸の松のほうはどんどん減って行ってしまっていて景観が変わってしまうので、もう植えていってしまうしかないと思います。夫婦モッコクのほうも今原先生のお話ですと、近いうちに切らざるをえないのかと思いますが、あのモッコク、植物としてももちろん大事ですけれども、昔の兵隊さんが彫り込んだ落書きが

あって、機関銃隊や年号などが、どっちの幹に入っていたのか両方に入っていたのか、もううろ覚えですけれども、もし切ることになったときに、兵隊によるラクガキの部分はぜひ貴重な資料なので保存していただきたいと思っています。

○委員長

いかがですか、今のお話は。

○文化課長

私も議事を聞いている中で、落書のことを思い出しました。もし撤去しなくてはならないときには、文字資料として、落書なのですが、何とかしておきたいとは思いました。

対処方法といたしましては、写真で撮る、拓本で取る、もしくはその部分だけカットして腐食しないようにアクリル樹脂に含浸させて強化するなど、何らかの方法が考えられるかと思っておりますので、最も適した方法で、できればその部分をカットして残すのがベストだとは思っています。腐りきってしまう前に、なるべくベストな方法で対処していきたいと思っております。公園緑地課にも万が一の場合は、事前に話をしておこうと思っております。

○A委員

よろしく願いいたします。

○B委員

全部正確に覚えているわけではないですが、落書きがあるのは生きているほうだと思います。元気といっても、先ほど申し上げたとおり、ちょっと危うい感じもありますので、落書きがあるほうを残すのであれば、まずその木をきちんと対処するのが大事なのではないでしょうか。枯れているほうは、樹皮がどんどん剥がれてきてしまうので、腐れが樹皮と幹の間に入り込んで枯れていくので、早急に対処すべきだと思います。以上です。

○文化課長

早速現地を確認させていただこうと思っております。どうもありがとうございます。

○委員長

よろしゅうございますか。

私は知らなくて今のお話を伺いまして大変興味深いなと思えました。もし枯れた方にも、いわば歴史的経緯を示すようなものがあるのでしたら、場合によっ

では、先ほどおっしゃいましたように、切り取って保存処理をして、そして現物をそのまま保存して、場合によっては附指定してというようなことも、やってみれば面白いのではないかと、面白いと言ってしまえば恐縮ですがけれども、ほかに例のないことですが、そのような処置もとれるのではないかと感じました。

とりあえず今のところ、完全に枯死したわけではないからまだ切り倒すということはないわけですか。

○事務局

B先生がおっしゃったように片方は枯れてしまったのではないかとのご意見があったのと、残っているほうに腐朽が入っている可能性があるので、こちらも樹木医さんにちゃんと見てもらって対処したほうがいいということですので、その状況を公園緑地課にお話ししようと思っています。片方の枯れた方は多分もう切り倒すしかないかということですよ。

○B委員

切るしかないです。ただ大木なので、切るといっても結構大変だと思います。

○事務局

大きいクレーン車を持ってこないといけないような大きさですよ。

○委員長

ではこれは早く切った方がいいということですね。

○B委員

多分真ん中にもう1本あって、3本ありましたよね。それが台風で倒れたわけですよ。折れてそこから菌が入って、それがもう1本の、太い2本の内の1本に入ってしまった、もう1本残っているほうにももしかすれば菌が入りつつあるような感じですので、早急に。

○委員長

ではそのような措置をまたお考えいただければと思います。

堀田邸の庭園のほうは、これは名勝ですから記念物の指定ではないから、枯れた松は景観維持のために新しいものと取り換えるといいますか、補植することによって景観が維持できれば名勝としての価値に影響することはないということなのでしょいかね。

○事務局

そうです。

○委員長

それでは報告事項の3番目をお願いいたします。

～事務局説明～（資料3参照）

佐倉市文化財保存活用地域計画策定の進捗について

○委員長

ありがとうございました。

かなり膨大な内容でございまして、細かく具体案も提示されております。なかなか今皆さまご覧いただき、すぐご意見をというのも難しいかとは思いますが、ご意見ご質問ございますか。

この協議会のほうは各分野の専門家、行政担当者だけでなく、一般市民の方も何人か加わっていただきましたよね。ですから、かなり幅広いご意見が出たかと思えます。

○B委員

話の中で「文化財を指定文化財だけでなく地域の様々なものを含めて文化財だ」ということですが、私は大賛成でして、天然記念物とか指定の歴史・遺物だけでなく、地域としての歴史というのも勉強してもらおうということも大賛成です。それから、小学校区とありますけれども、小学校というのが子供の単位であるからだと思いますが、小学校区は現実的には、もう少し本質的に地域コミュニティの現実的範囲だということですね。前に私が勤めていた千葉県立中央博物館で、佐倉市の植物調査会というものを行っていました。これは佐倉野草の会と共同で行っていましたが、地域の調査単位は小学校区で行っています。小学校区でどんな植物があるのかを徹底的に調べていき、それを全部まとめると市全体になるというものです。自然に関してはそのようなデータベースがありますので、活用していただければと思います。

○事務局

やはりいろいろな身の回りのことや今後の文化財の継承を考えていくと、今住んでいる子供たちに対するアプローチを重点的に行っていきたいということと、学校ごとの単位であれば行政としても協力しやすいということがありますので、いただいたアドバイスを踏まえて今後につなげていきたいと思えます。

○委員長

ありがとうございます。
他の委員の皆さまいかがでしょうか。

○C委員

埋蔵文化財関係で特に考古学の視点から。「埋蔵文化財の保護に関わる諸手続きのあり方」、「まちの博物館化」とありますが、これは保存・展示と、活用あるいは開発という意味での裏表だけだと思います。発掘調査や保存の問題に関する手続きの簡略化ということを文化庁が主体として押し進めてきたところではありますが、文化財の資源の活用という意味では、今まで印旛郡市で山ほど発掘してきた成果がありますので、それをどうするのかも重要かだと思います。

例えば「まちの博物館化」とありますが、この中にこれまでの成果が活かされているのかというと、参考例として出てこないですね。史跡になっている井野長割遺跡や日本を代表する大型住居が見つかった宮内井戸作遺跡など、学術的な価値と共に文化資源として活用するための場所が何か欲しい。いまいちはずきりせず、弱い気がします。その点、いかがですか。

○事務局

今日ご覧いただくミレニアムセンターの歴史展示で、井野長割遺跡をはじめとした主要な遺跡の遺物をようやく、ある程度展示できるようなコーナーがありますし、公民館や和田ふるさと館でも、埋蔵文化財、遺物の出土品も展示はしているのですが、結局上手く周知されていないところに問題あると認識しています。

やはり、役割をもっと明確にして、「ここではこの地域の埋蔵文化財の成果を発表するスペースである」と計画の中にきちんと位置づけてつながりを持たせていく形で、まずは整備していけたらと思っています。

○C委員

私は佐倉の縄文時代後期・晩期は日本一だと思っています。東京・埼玉・神奈川を見ても、この文化の発展に匹敵する地域はないです。今までどの地域もほぼ同じ歩調で発展してきたということが日本考古学の常識でした。私の理論的には大いにあり得ることだと思っていますが、なぜこの地域でこんなに大々的に発展してきたのか、ということは日本中の考古学者は注目していると思います。ですので、調査によって発見された貴重な資料を展示するような場所を作ってほしいというお願いです。

○委員長

ありがとうございました。それではよろしゅうございますか。

(2) 協議事項に入りたいと思います。今後の文化財指定について、ご説明をお願いいたします。

～事務局説明～（資料4参照）

今後の文化財指定について

○委員長

ありがとうございました。ただいま市のほうでお考えになっている文化財指定の候補物件をご説明いただきました。これにつきまして何かご意見ご質問ございますか。

もちろん、この他にもそれぞれご専門の委員の皆さんが、指定したらいいと思う案件をお持ちになっているかと思いますが、その件を今日お出しいただくには時間が押してまいりましたので、後ほどでも市のほうへ直接話をしていただいて、候補物件に加えるということにしていきたいと思います。

○D委員

どれもすごく貴重な資料がリストアップされていて、これだけたくさんものを指定に持っていくのは大変かと思いますが、ぜひ指定していただければと思います。

7の東徳寺観音堂というのは確か馬頭観音の信仰で有名なお寺だったかと思います。境内に入ると石碑などの貴重なものがあつたと思いますし、うろ覚えですが、絵馬なども多く奉納されていた記憶があります。また、境内の前に御像が置いてあって、「おびんずるさま」だったかと思いますが、民間信仰の拠点として、遠方の信仰も集めていたところだと思います。ですので、建物だけでなく、そのようなところにも目配りいただきたいと思います。

○委員長

ありがとうございます。今ご説明があつたように、高い石段を上がったところの観音堂へ行く途中に、両脇にずらっと石造物が並んでおりまして、年号が入つたものもございます。建物の建築年代にも関係する可能性があるものもございますので、おっしゃるようにぜひまとめて調査をしていただいて、必要なものは保存していただければと思います。ありがとうございました。

他に何かございますか。

○C委員

先ほど宮内井戸作遺跡の資料についてお話をしました。1 井野長割遺跡、こちら土製品はイノシシです。2 吉見台遺跡は水鳥形の面妖な土製品があり、水鳥が描かれた土器もありましたよね。ここはなぜ鳥なのかを考えていただきたい。これに加えて、宮内井戸作遺跡もまた鳥です。鳥形突起がずいぶん付いていますから。遺跡ごとになぜ鳥なのか、なぜイノシシなのか。これ、市原ではイヌです。はっきり言ってこれはトーテミズムなのです。トーテミズムができるということは、氏族制社会そのものが生まれたということなのです。この地域が一番、日本の先端を切って動いているのです。

ですので、私は宮内井戸作遺跡を入れて3本でワンセットにしてほしい。ぜひご検討いただければと思います。

○委員長

ありがとうございました。まだまだあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○E委員

14 堀田家資料ですが、こちら厚生園に入っているものだけではなくて、個人の堀田さんのお宅にあるものということですよ。

○事務局

はい、そうです。

○E委員

歴史資料に関して、文書の類に関しては、後世のものも含む形になっていきますか。

○事務局

下総堀田家文書のほうは厚生園病院の所有になっていて、14でお出したものは今の堀田家のご当主がお持ちのものなので、別の資料群として扱った方がよろしいかと思います。

○E委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員長

他に何かございますか。

○D委員

16 佐倉の秋祭りに関して、リストに載っているものとしては、山車と御神酒所の引き回しという名称が上がっていますが、今現状の祭礼用具として一部指定されているものを全体に広げるというのは良いことだと思います。ただ、もう一歩進んで検討してもよいと思います。例えば佐原のお祭りは、以前佐原ばやしだけが県指定になっていたのですが、国指定になったときは佐原の山車祭りということで、祭り全体が指定になっています。国指定の白間津のオオマチも同様で、県指定の時は白間津踊りという少女の踊りだけだったものが、大きな枠で国指定になっています。県指定でも吾妻神社の馬だし祭りというものが5年ぐらい前に、これは富津市の馬だしのお祭りが県指定になったのですが、それもそれまでは市の指定で踊り神事だけが指定になっていたものをトータルで考えましょうということ、馬だし祭りが県指定になっていて、どちらかというところ今そのような方向で県も国も進んでいるのではないかと思います。

そういった意味で、佐倉の指定も山車・御神酒所の指定だけで留めるのか、佐倉の秋祭り全体を市指定にするのかというところをご検討いただいてもよいのではないかと思います。

○文化課長

今、佐倉囃子が指定文化財になっております。いわゆる行為・行事についてですが、数年前には麻賀多神社の神輿渡御を指定にしております。それを補うわけではありませんが、祭礼としては、付祭りになります。山車・引き回し行事という形で今回候補とさせていただきます。

もちろん総体で指定することも考えられますが、香取市佐原の山車行事も神輿は入っていません。佐原の例では、神社の祭礼ですが、神輿を外しています。今回候補の提案では、付祭りの部分をあげさせていただきます。

また、御神酒所だけを持っている町内の皆さんが申請し、指定文化財ではないのですが、御神酒所全てのものが市民文化資産と選定されております。そういった中で今議論となっておりますのは、山車・御神酒所を引き回す行事自体も指定にしてもいいのではないかと町内の皆さんからご意見をいただきまして、もちろん総体で指定することも考えております。

○委員長

ありがとうございました。今お二方のご説明にありました件につきましては、こういった美術工芸品的なモノ資料、それに関連する伝統芸能、あるいは行事といったものをひっくるめて考える必要もありますけれども、それなりに難しい問題でもありますので、十分ご検討いただければと思います。

他の皆さんいかがでしょう。

○A委員

この17点本当にどれも素晴らしくて、すぐ指定にしてもいいのではないかと個人的に思うようなものばかりなのですけれども、具体的には設楽家住宅など所有者との兼ね合いといいますか、所有者の意向の問題がありますよね。堀田家資料も、何がどれだけあるのかという資料の全容も全く不明ですし、所有者の意向や兼ね合いもあるものもあるのですが、そういったものではなくて、やろうと思えばそういった問題がクリアできているもの、特に考古資料などがそうだろうと思うのですが、17点素晴らしいなど言っているだけでは先に進まないの、委員の皆さまもそれぞれの専門分野で優先順位をつけていただいて、早くいけるものからどんどん来年度以降指定に向けて動いた方がいいのではないかと思います。具体的には考古資料ですと所有の問題がクリアできるわけですから先陣を切っていただければと思います。

○文化課長

これは職員が出した、絞り込んだ17点でございます。例えば11の本町については町内会の合意形成を待っている、申請待ちの状態です。10に関しましては、麻賀多神社が持っておりまして、ご相談を受けています。麻賀多神社も神輿倉を新たに作り直す際に持っている文化財についてもそこに収納したいとおっしゃっておりますので、同意を取れます。12も佐倉幼稚園の園長室にありますので、調査さえすればいつでも指定できます。

考古資料以外でも比較的指定しやすいものもございます、順を追って行っていきたいと思っています。

○A委員

10の鎧は確か前に指定寸前ぐらいまで話が進んでいて、私が仕事の関係で委員会をお休みしてしまったので先に進まなかったのだらうと思っていますが、その気になれば指定できるのではないかと思います。

○委員長

ありがとうございました。

いろいろと貴重な意見をお出しいただきましたので、それを尊重していただいて、順次進めていただければと思います。

それでは協議事項をこれで終わりにいたしまして、(3)その他について事務

局からご説明をお願いいたします。

～事務局説明～（資料5参照）

文化課 SNS アカウント開設に至る経緯と現状について

○委員長

ありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問ご意見ございますか。

○E委員

更新は、期間とといいますか、どの程度の頻度で上げていますか。

○事務局

今忙しくなってきたので投稿が減っているのですがけれども、基本的に毎週金曜日にぎゅぎゅっと佐倉歴史館の展示資料のミニ解説をさせていただいております、それ以外も基本的に月・水・金、もしくは火・金で投稿できるように、毎週2～3で行えるようにはしております。ただ、文化課で別のイベントが重なってしまったりして、単体で更新することが難しいという場合であれば、1日で消えてしまいがちですが、ストーリーを上げさせていただいて、分量としては少ないのですが、更新をさせていただいております。

先週の土曜日も本佐倉城で見学会を行った時も、ストーリーではありますけれども、見学会の様子や本佐倉城の高台から見た景色を写真で公開させていただいております。

○E委員

見た感じハッシュタグがあまりついていないような気がするのですが、何個ぐらいつけていますか。

○事務局

ハッシュタグは投稿する内容によりますが、大体2列ぐらいしています。

○E委員

もっとつけた方がいいような気もします。

ハッシュタグもそうですが、コメントへの反応はどうしていますか。

○事務局

市のほうで作ってほかのアカウントなどとの兼ね合いもあるのですが、基本的に返信はしません。文化課で出した情報が間違っていた場合に、謝罪としてコメントすることはありますが、それ以外は反応しないようにしています。

○文化課長

補足します。今教育委員会ですと、中央公民館と美術館と音楽ホールがフェイスブックをそれぞれ、中央公民館はツイッターも運用しています。ほぼ同じものですが、運用のガイドラインを作成しておりまして、それに従って運用しています。ですから、コメントなどには特に返信はしないですが、コメントは自由に書いていただいております。よほどのことがあれば、お答えすることがありますけれども、ガイドラインに沿って運用しております。

○委員長

他にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の審議等はこれで終わらせていただきます。

あとは見学ということになりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局

ご審議ありがとうございました。

それではこれからミレニアムセンター佐倉と夢咲くら館の現地見学を行います。

～ミレニアムセンター佐倉へ移動、現地見学～

～夢咲くら館へ移動、現地見学～

3 閉会